

一時保護所第三者評価 結果報告書 (令和2年度)

1. 目的

大阪府では、一時保護所は子ども家庭センター併設ではなく、2か所の一時保護所において、府内6か所の子ども家庭センター(児童相談所)が一時保護を決定した児童を受け入れている。一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行われるが、子どもの安全確保のみならず、一時保護中においても子どもの権利は最大限保障されるべきものである。より一層、子どもの権利擁護を図るため、一時保護所の自己評価及び第三者評価を通じ、一時保護における質の確保・向上を図る。

2. 評価委員(大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会 児童虐待事例等点検・検証部会専門委員)

(五十音順、敬称略)(◎:委員長)

大久保 圭策	大久保クリニック 医師
加藤 曜子	流通科学大学 人間社会学部人間健康学科 教授
◎才村 純	東京通信大学 人間福祉学部 教授
佐藤 拓代	公益社団法人 母子保健推進会議 会長
峯本 耕治	長野総合法律事務所 弁護士

3. 対象施設 中央子ども家庭センター保護第一課

評価委員が訪問調査した日	令和2年11月6日	評価受審回数	1回目
--------------	-----------	--------	-----

4. 評価方法

中央子ども家庭センター一時保護所保護第一課による自己評価、利用者である子どもによる評価、評価委員による一時保護所職員からのヒアリングを総合し、委員会として評価結果を取りまとめた。

子どもによる評価については、評価委員による実地調査でのヒアリング及び児童に対してのアンケート調査(無記名回収)により実施した。

5. 評価基準

a	よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b	十分な取り組みがみられるが、さらに工夫の余地がある状態
c	取り組んでいない、あるいは取り組んでいるが十分ではない状態

●総評

- ・入所児童の権利擁護や養育支援、運営実態、運営体制いずれも前向きで真摯な努力がなされており適切なものと評価できる。特に、「権利ノート」は大阪府が全国に先駆けて作成したもので、入所時のインテーク面接の際に使用するほか、夜間入所等によりすべてを説明できない場合でも「一時保護所ではあなたは大切にされています」という簡略化したシートを利用して説明を行うなど、きめ細かな対応が図られている。入所時は子どもの不安が特に高まっており、このような対応は極めて重要である。

また、意見箱や生活アンケート、児童面談、職員自己チェック、一時保護部門以外の児童福祉司や児童心理司を対象とした一時保護所の支援に関するアンケートの実施など、子どもの権利擁護のための多面的な取組みがなされていることも大いに評価できる。今後、これらの取組みが形骸化しないよう組織的な自己点検と一層の自己研鑽を望みたい。

- ・平成 28 年の児童福祉法改正により、一時保護の目的規定が新設され、子どもの緊急保護、及び子どもの心身の状況とその置かれた環境等の把握（アセスメント）がその目的とされた。後者は一時保護所にアセスメント機能を求めるもので、職員の一層の専門性の向上が課題となる。大阪府では、府全体の研修、福祉部全体の研修、子ども家庭センター全体での研修、一時保護所独自の年間研修計画が策定されるなど、体系的な研修が行われている。しかし、現在実施されているのは集団的な研修が中心であり、今後は、これらの集団研修に加え、OJT やスーパービジョンを充実させるなど、職員の経験、能力に応じた支援体制を強化する必要がある。
- ・大阪府の場合、相談部門と一時保護所が地理的に離れているため、両者の情報・認識の即時の共有は難しく、担当児童福祉司と子どもの意思疎通に一定の時間がかかる。一時保護所では、子どもの観察記録のオンライン化を図るなど、相談部門の職員との情報共有が図られるための工夫を行っている。しかし、説明の機会は設けているが、児童へのアンケートにおいては、入所理由を「聞いていない」と回答した幼児が 5 人

中1人、「いつまでいなければならないのか、今どのような状況なのか」について、「よくわからない」「話をされなかった」と回答した学齢時が27人中15人いることを重く受け止めたい。相談部門との情報共有や入所している子どもたちとの意思疎通が図られるための一層の取組みを期待したい。

- ・一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル化がされ、職員全体での共有が図られており評価したい。しかし、日常の業務は慣れが生じ緊張感がなくなってしまうがちである。このため、知らず知らずのうちに原則（マニュアル）から離れた対応をしてしまうおそれがある。マニュアルの内容が適切に実施されていることをチェック・確認する仕組みが求められる。
- ・子どもに安全・安心な場を提供することが一時保護所の重要な役割である。そのため、食事や適切な衣服、十分な睡眠等に関しきめ細かな配慮がなされていることは評価したい。しかし、安全・安心な場を提供するにとどまらず、子どもにとって快適で楽しい生活の場でもなければならず、子どもたちのQOLの向上に資するための取組みも重要となる。大阪府の一時保護所では、自由に遊べる空間、読書や音楽鑑賞が楽しめる環境の提供をはじめ、子どもの希望に応じたスポーツ活動や室内遊戯を保障するなど積極的な取組みが行われている。しかし、幼児へのアンケート結果において、「ここで楽しいことはありますか」の問いに対し、5人に1人が『楽しくない』と回答している事実を受け止め、レクリエーションのための環境やプログラム等のあり方について子どもの意見も聴きながら一層の工夫がなされることを望みたい。
- ・一時保護の有する機能は、緊急保護とアセスメントであり、子どもの安全を確保しながら、どのような支援が必要か、それに係る課題等の見立てを総合的に行う必要がある。そのアセスメントを援助方針へ反映し、子どもの支援につなげることが重要である。上に述べた課題への対応や様々な工夫を行い子どもたちへの支援を強化していくためにも、一層の体制整備が望まれる。

I 子ども本位の養育支援

- ・児童面談や生活アンケートの実施、意見箱の設置、児童福祉司や児童心理司を対象としたアンケートの実施など、子どもの声を聴くべく積極的に努力されている。また、献立や服装などに関する子どもや他の職種から出された意見には、迅速に改善するなど真摯な対応が行われていると感じた。引き続き、子どもの意見表明や子どもの権利を守るための取組みについて努力されたい。特に、子どもが訴えやすい雰囲気づくりと、対応が難しい訴えについても、その理由を懇切丁寧に説明するなど、子どもへのフィードバックについてより一層配意されたい。

- ・緊急入所などで、入所時点で今後の見通しを示すことが困難であったり、一時保護に納得できない子どもが少なからずいる等の事情はあるが、子どもへのアンケートにおいて、入所理由が「分からない」と回答している子どもが一定数いることを職員は常に意識し、このことを職員間や相談部門の職員とで共有しながら、インフォームド・コンセントに努める必要がある。
- ・子ども同士での権利侵害に備え、トラブルの内容や種類、基本的な対応の留意点、トラブル時の体制、指導内容・方法などを盛り込んだマニュアルを作成し職員間で共有されていることは大いに評価できる。適宜、マニュアルの見直し・改訂などを行い、今後ともその内容を充実させられたい。

項目別評価

	項目	評価
No.1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明しているか	a
No.2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	a
No.3	一時保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、同意を得ているか	b
No.4	一時保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、同意を得ているか	a
No.5	一時保護解除について、子どもに対して適切に説明し、同意を得ているか	a
No.6	一時保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	a
No.7	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	a
No.8	一時保護所の職員等による子どもへの虐待(=被措置児童等の虐待)の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	a
No.9	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	a
No.10	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	a
No.11	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	b

No.12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	a
No.13	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	b
No.14	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	a

II 一時保護の環境及び体制整備

- ・大阪府では、府全体の研修、福祉部全体の研修、子ども家庭センター全体での研修、一時保護所独自の年間研修計画が策定されるなど、体系的に職員の専門性の確保が図られている。現在実施されているのは集団的な研修が中心であるため、今後は、これらの集団研修に加え、OJT やスーパービジョンを充実させるなど、職員の経験、能力に応じた支援体制を強化する必要がある。
- ・職員が子どもの愛着障害や攻撃性、試し行動などに振り回されハラスメント的な指導に陥らないためにも、研修で身につけた専門的な知識に加え、OJT やスーパーバイズが重要である。新採職員にはジョブトレーナーがついて適宜、声掛けや助言を行っているが、体系的・計画的に行うなどシステムティックなものにする必要がある。
- ・相談室については、子ども向けに柔らかい雰囲気留意した空間づくり等、工夫をされたい。
- ・日々の観察記録を電子媒体で記載し、相談部門とオンラインで共有することにより、情報共有がスムーズに行われるだけでなく、一時保護所職員が子どもたちへの支援の時間を確保することができている。

項目別評価

	項目	評価
No.15	一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	b
No.16	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	a
No.17	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	b
No.18	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	a

No.19	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	a
No.20	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	a
No.21	情報管理が適切に行われているか	a
No.22	職員の専門性の向上及び意識共有のための取り組みが適切に行われているか	b
No.23	職員間での情報共有・引き継ぎ等が適切に行われているか	a
No.24	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	b
No.25	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	a
No.26	医療機関との連携が適切に行われているか	a
No.27	警察等との連携が適切に行われているか	a
No.28	施設や里親等との連携が図られているか	a
No.29	子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	b

Ⅲ一時保護所の運営

- ・一時保護の目的に即した理念、基本方針を策定し、事務所内に掲示するなど、職員への意識づけがされている。
- ・子どもへのアンケートや、実地検査当日のヒアリングでは、食事に関する満足感が高かった。児童の特性等に応じて職員が配席を考える等、工夫がされているが、学齢児へのアンケートでは食事の時間が「楽しくない」との回答が一定数あるため、引き続き子どもの意見も聴きながら、工夫を図りたい。
- ・入浴についても個々の特性等に応じ、個別での入浴も可能とする等、配慮がされている。職員体制等で難しい面もあると思うが、引き続き、工夫を図りたい。
- ・学習支援においては、習熟度合を把握し、一人ひとりの子どもに応じた学習支援を行うよう努力はされているが、アンケートでは学習が「難しい」との回答数が一定数あり、在籍校との連携や学習意欲を高める工夫など、より良い学習支援が期待される。

項目別評価

	項目	評価
No.30	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	a
No.31	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	b
No.32	緊急保護は、適切に行われているか	a
No.33	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	b
No.34	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	b
No.35	食事が適切に提供されているか	a
No.36	子どもの衣服は適切に提供されているか	b
No.37	子どもの睡眠は適切に行われているか	a
No.38	子どもの健康管理が適切に行われているか	a
No.39	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	b
No.40	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	b
No.41	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	b
No.42	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	b
No.43	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	b
No.44	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	b
No.45	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	a

No.46	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	b
No.47	被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	b
No.48	障がい児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	b
No.49	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	b
No.50	無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	a
No.51	災害発生時の対応は明確になっているか	a
No.52	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	a
No.53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	b
No.54	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	b

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

- ・観察会議は、子どもの状況に応じた個別援助方針を定めるために、子どもの状況を把握し、観察をしたうえで、課題の把握やそれに対する支援方法などを、多職種の専門職が連携・参加し、実施されることが望ましい。特に、入所当初のアセスメントは今後起こりそうな問題や課題、支援ニーズの見立てに役立つと思われる。職員配置の状況から困難な状況もあると考えられるが、アセスメントや個別援助方針に係る情報は子どもに関わる職員が共有できるように記録方法等を工夫されたい。

項目別評価

	項目	評価
No.55	一時保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	b
No.56	関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、援助方針を決定しているか	b

No.57	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	b
No.58	一時保護中において、子どもの変化に応じた援助方針の見直し等が行えているか	a
No.59	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	a
No.60	観察会議が適切に実施されているか	b

V 一時保護所の開始及び解除手続き

- ・一時保護解除後に里親委託や施設入所となる場合、相談部門職員からの、パンフレットを用いた説明のほか、施設への事前見学や施設職員が事前に一時保護所へ面会に来て子どもの安心感を得るよう努力されている。新しい生活は不安を伴うため、できるだけ事前見学や施設職員との面会等が実施されるよう、相談部門や施設との連携を引き続き図られたい。
- ・一時保護中に得られた、子どもの大切な情報（生育歴、強み・長所、継続的な取組等）や大切にしているものなどについては、丁寧にわかりやすく関係機関に引き継げるよう工夫を図られたい。

項目別評価

	項目	評価
No.61	一時保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	b
No.62	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	b
No.63	一時保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	b
No.64	一時保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	b

利用者調査（児童アンケート）の結果（令和2年度）

■実施概要

【実施日】令和2年9月9日（水）

【実施者】大阪府家庭支援課

【実施児童数】幼児（3歳～6歳）：5名、学齢児（6歳～16歳）：27名

【実施方法】幼児：面接にてヒアリング

学齢児：アンケート実施（内、4名面接にてヒアリング）

◇幼児アンケート結果（回答者総数：5名）

問：ここに来る前にここがどんなところか聞きましたか。

きいた	よくわからない	きいていない	回答なし	合計
1	1	2	1	5

問：なぜここに来ることになったのか聞きましたか。

きいた	よくわからない	きいていない	回答なし	合計
2	1	1	1	5

問：ここには、だいたいいつまでいなければならないのか聞きましたか。

きいた	よくわからない	きいていない	回答なし	合計
1	2	1	1	5

問：いま、おうちの人がどうしているのか聞きましたか。

きいた	よくわからない	きいていない	回答なし	合計
2	1	1	1	5

問：おうちであったことについて聞かれましたか。

きかれた	よくわからない	きかれていない	回答なし	合計
2	1	1	1	5

問：ここを出てからどうしたいか聞かれましたか。

きかれた	よくわからない	きかれていない	回答なし	合計
0	1	3	1	5

問：ここで、あなたの話をよく聞いてくれる大人のひとはいますか。

いる	よくわからない	いない	回答なし	合計
1	0	3	1	5

問：ここの職員はあなたのことを大事（大切）にしてくれますか。

してくれる	よくわからない	してくれない	回答なし	合計
2	2	0	1	5

問：ここで楽しいことはありますか。

ある	ない	回答なし	合計
3	1	1	5

問：ごはんはおいしいですか。

おいしい	よくわからない	おいしくない	合計
5	0	0	5

問：ごはんの時間は楽しいですか。

楽しい	よくわからない	楽しくない	合計
5	0	0	5

問：ここで嫌なことはありますか。

ある	ない	回答なし	合計
0	4	1	5

問：いやなことがあった時にお話しできる大人のひとはいますか。

いる	よくわからない	いない	回答なし	その他 (嫌なことがない)	合計
2	0	1	1	1	5

問：ここでうれしかったことはありますか。

ある	ない	回答なし	合計
1	3	1	5

◇学齡児アンケート結果（回答者総数：27名）

問：ここに来る前に一時保護所がどのような所なのか説明されましたか。

された	よくわからない	されなかった	合計
23	2	2	27

問：あなたがなぜここで生活することになったのか、その理由を説明されましたか。

された	よくわからない	されなかった	合計
26	0	1	27

問：ここには、だいたいいつまでいなければならぬのか、今どのような状況なのか、この職員や子ども家庭センターの人から話をされましたか。

された	よくわからない	されていない	合計
12	9	6	27

問：あなた自身のこれまでのことや今後どうしたいか、この職員や子ども家庭センターの人に聞いてもらえましたか。

聞いてもらえた	まあ聞いてもらえた	あまり聞いてもらえなかった	聞いてもらえなかった	その他（分からない）	合計
20	3	2	1	1	27

問：この職員や子ども家庭センターの人で、あなたの話をよく聞いてくれる人はいますか。

いる	いない	わからない	合計
23	1	3	27

問：ここでの生活で、この職員に大切にされていると感じることはありますか。

よくある	少しある	あまりない	まったくない	合計
12	11	3	1	27

問：自由に過ごせる時間は十分にありますか。

多い	ふつう	少ない	合計
11	14	2	27

問：自由時間で楽しいことはありますか。

ある	ない	回答なし	合計
22	4	1	27

問：家族や学校教諭等との面会、手紙のやりとりなどが、できていますか。（複数回答可）

面会できる	手紙のやりとり ができる	どれも希望は聞い てもらえない	希望したことが ない	合計
7	5	1	16	29

問：ここで学習している内容は今まで通っていた学校での学習に比べて難しいですか。

難しい	やや難しい	やや易しい	易しい	回答なし	合計
4	7	3	12	1	27

問：学習時間以外の活動（午後の活動等）は楽しいですか。

楽しい	まあ楽しい	あまり楽しくない	楽しくない	合計
14	7	3	3	27

問：食事はおいしいですか。

おいしい	まあおいしい	あまりおいしくない	おいしくない	合計
17	8	1	1	27

問：食事の時間は楽しいですか。

楽しい	まあ楽しい	あまり楽しくない	楽しくない	合計
13	7	3	4	27

問：ここでの生活で嫌なことや困っていることはありますか。

ある	ない	合計
7	20	27

問：不安なことや困ったことなどがあった時にここの職員や子ども家庭センターの人に相談できましたか。

できた	できなかった	相談することがなかった	合計
18	2	7	27

問：ここでの生活でうれしかったことはありますか。

ある	ない	合計
18	9	27

問：ここでの生活（全体をとおして）はどうですか。

よい	まあよい	あまりよくない	よくない	合計
10	10	4	3	27